

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 6 月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第40号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>1～25 [略]</p> <p>26 特定管理職員で次の各号のいずれかに該当するものの平成25年4月から平成26年3月までの間に支給されるべき給料の特別調整額の月額は、第26条第1項の規定にかかわらず、同項の規定に基づき定められる額から当該額に当該各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p>	<p>附 則</p> <p>1～25 [略]</p> <p>26 特定管理職員で次の各号のいずれかに該当するものの平成25年4月から同年6月までの間に支給されるべき給料の特別調整額の月額は、第26条第1項の規定にかかわらず、同項の規定に基づき定められる額から当該額に当該各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>27 <u>平成25年7月から平成26年3月までの間における職員の給料月額（一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年岩手県条例第29号。以下この項において「平成18年改正給与条例」という。）附則第8項から第10項までの規定による給料を支給される職員にあっては、給料月額とこれらの規定による給料の額との合計額）は、第5条から第6条の2まで及び平成18年改正給与条例附則第8項から第10項までの規定にかかわらず、これらの規定に基づき定められる額から、当該額に次の表の左欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職員の区分に応じて同表の右欄に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、第3条に規定する給与（給料を除く。）の額、第24条に規定する給料の調整額、第36条に規定する</u></p>

勤務1時間当たりの給与額及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第3条に規定する教職調整額の算出の基礎となる給料月額（平成18年改正給与条例附則第8項から第10項までの規定による給料を支給される職員にあっては、給料月額とこれらの規定による給料の額との合計額）については第5条から第6条の2まで及び平成18年改正給与条例附則第8項から第10項までの規定に基づき定められる額とし、職員の退職手当に関する条例の規定による退職手当の額の算出の基礎となる給料月額については第5条から第6条の2まで（平成18年改正給与条例附則第8項から第10項までの規定による給料を支給される職員で、職員の退職手当に関する条例附則第26項ただし書の規定が適用されるものにあつては、第5条から第6条の2まで及び平成18年改正給与条例附則第8項から第10項まで）の規定に基づき定められる額とする。

給料表	職員	割合
行政職給料表	(1) その職務の級が6級以上である職員（第5条第3項に規定する職員の職務の級の分類において6級にのみ分類される職務の職にある職員を除く。）	100分の9.4
	(2) その職務の級が3級から6級までである職員のうち(1)に掲げる職員以外の職員	100分の7.4
	(3) (1)及び(2)に掲げる職員以外の職員	100分の4.4
公安職給料表	(1) その職務の級が7級以上である職員	100分の9.4
	(2) その職務の級が4級から6級までである職員	100分の7.4

	(3) (1)及び(2)に掲げる職員 以外の職員	100分の4.4
教育職給料表(1)	(1) その職務の級が4級である 職員	100分の9.4
教育職給料表(2)	(2) その職務の級が特2級又は 3級である職員	100分の7.4
	(3) (1)及び(2)に掲げる職員 以外の職員	100分の4.4
研究職給料表	(1) その職務の級が4級以上で ある職員(給料の特別調整額の 支給を受ける職員に限る。)	100分の9.4
	(2) その職務の級が3級又は4 級である職員のうち(1)に掲げ る職員以外の職員	100分の7.4
	(3) (1)及び(2)に掲げる職員 以外の職員	100分の4.4
医療職給料表(1)	(1) その職務の級が3級以上で ある職員(給料の特別調整額の 支給を受ける職員に限り、第5 条第3項に規定する職員の職務 の級の分類において3級にのみ 分類される職務の職にある職員 を除く。)	100分の9.4
	(2) その職務の級が3級以上で ある職員のうち(1)に掲げる職 員以外の職員	100分の7.4
	(3) (1)及び(2)に掲げる職員	100分の4.4

	以外の職員	
医療職給料表(2)	(1) その職務の級が6級以上である職員(第5条第3項に規定する職員の職務の級の分類において6級にのみ分類される職務の職にある職員を除く。)	100分の9.4
	(2) その職務の級が4級から6級までである職員のうち(1)に掲げる職員以外の職員	100分の7.4
	(3) (1)及び(2)に掲げる職員以外の職員	100分の4.4
医療職給料表(3)	(1) その職務の級が6級である職員のうち加算割合が100分の15である職員	100分の9.4
	(2) その職務の級が4級から6級までである職員のうち(1)に掲げる職員以外の職員	100分の7.4
	(3) (1)及び(2)に掲げる職員以外の職員	100分の4.4

28 特定管理職員で次の各号のいずれかに該当するものの平成25年7月から平成26年3月までの間に支給されるべき給料の特別調整額の月額は、第26条第1項の規定にかかわらず、同項の規定に基づき定められる額から当該額に当該各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

(1) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、

困難及び責任の度等がこれに相当するものとして知事が定める職員 100分の15

(2) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級又は7級であるもの（知事が定める職員を除く。）並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するものとして知事が定める職員 100分の10

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。